

東近江市と富士見市との災害時相互支援に関
する協定書

平成31年2月13日

東 近 江 市

富 士 見 市

東近江市と富士見市との災害時相互支援に関する協定書

東近江市（以下「甲」という。）と富士見市（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧・復興（以下「応急対策等」という。）に係る相互の支援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、甲又は乙独自では十分な応急対策等を実施することができない場合に、相互に支援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

（協力）

第2条 甲又は乙は、この協定に基づく支援要請を相手側から受けた場合は、その内容に従い、可能な限り支援するよう努めるものとする。

（支援内容）

第3条 甲又は乙が行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧及び飲料水等の供給
- (2) 応急物資（生活必需品等）の供給
- (3) 応急対策等に要する職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 被災者の一時受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援として相当であると認めたもの

（輸送）

第4条 応急物資等の輸送は、原則として支援を行う側が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を要請した側が負担するものとし、その額については甲乙協議の上、定める。

（住民等の援助に対する支援）

第6条 甲又は乙は、この協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、積極的な支援が図られるよう努めるものとする。

（担当窓口）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ相互支援要請に関する連絡担当課を定めておくものとする。

(協議)

第8条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印の上、各1通を保有する。

平成31年2月13日

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

甲 東近江市
東近江市長 小椋 正清 (直筆)

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

乙 富士見市
富士見市長 星野 光弘 (直筆)